

令和6年4月からの 保育所入所受け付けが始まります

問合せ 子ども未来・医療給付係 ☎32-2216



◆申込受付

令和6年4月以降の入所の申し込み受け付けは次のとおり行ないます。

【関係書類の配布開始】

11月13日(月)から

【配布場所】

赤平市役所社会福祉課子ども未来・医療給付係

※赤平市ホームページからダウンロードすることもできます。

【受付期間】

11月13日(月)～12月13日(水)

【募集対象】

令和6年4月以降に入所を希望する方

【申込場所】

赤平市役所社会福祉課子ども未来・医療給付係

申し込みにおける注意事項

- 申し込みは受付期間内に。
- 入所までに退職したり勤務状況に変更が生じたりするなど、保育の必要性がなくなった場合は、申し込みを取り消すことがあります。

※詳しくはお問い合わせください。

◆保育所の入所要件

次の条件全てに該当する方が申し込みできます。

- 1 入所月の初日に本市に住民登録がある
- 2 保育所での集団保育に支障がない児童

3 保護者が次のいずれかの事情で児童を保育することができない家庭である

- ① 1カ月以上48時間以上仕事を休んでいる(1日4時間以上かつ月12日以上就労)
- ② 妊娠中または出産後である(産前2カ月から産後2カ月まで)
- ③ 病気やけが、または心身の障害による事情
- ④ 同居または長期入院などをしていて親族の介護・看護にあたっている
- ⑤ 火災、風水害、地震などの災害の復旧にあたっている
- ⑥ 仕事を継続的に探している(最長3カ月まで)
- ⑦ 学校に在学中または職業訓練中である(1日4時間以上かつ週4日または月16日以上)の修学・訓練
- ⑧ 虐待やDVのおそれがある

◆妊娠中・育児休業中でも申し込みができます!!

令和6年度中にお子さんが、生後6カ月を経過し、求職活動や就労(復職を含む)により保育所への入所を予定している場合は、妊娠中、または育児休業中でも保育所入所の申し込みを必ず行なってください。(本期間中の申請がなければ、令和6年度中にご希望の保育所に入所できない場合があります。)

性的少数者(LGBT)などへの 理解を深めましょう

問合せ 生活環境交通部 ☎32-2215

社会には、一般的によく言われる男女の性だけでなく、多様な性を生きる性的少数者の人が暮らしています。性的少数者には、さまざまなタイプの人がいます。

「LGBT」とは

代表的な性的少数者の頭文字をとって作られた言葉で、性的少数者の総称の一つです。

L ↓ レズビアン

(女性同性愛者)

G ↓ ゲイ

(男性同性愛者)

B ↓ バイセクシャル

(両性愛者)

T ↓ トランスジェンダー

(心と体の性が一致しない人)

など

このほかにも、エックスジェンダー(性自認が中性または性別を決めたくない人)や、アセクシュアル(他人に恋愛感情を抱かない人)など、さまざまな人がいます。

社会に存在する「性」に対する考え方はまだまだ固定的であり、男性と女性であり、異性を好きになるのが当たり前、そうでない人は普通ではないという固定観念がLGBT当事者の生きづらさにつながっています。

「私の周りにはそういう人はいない」と感じる方も少なくないかもしれませんが、周囲からの偏見や差別的言動におびえ、誰にも打ち明けられず、誰にも苦しんでいるケースも多々あります。

誰もが自分らしく生きる権利を持っています。

全ての人が個人として尊重されるよう、多様性を認め合い、誰もが自分らしく生き生きと暮らせる社会の実現を目指し、LGBTなどの性的少数者に対する理解を深めましょう。





税に関するお知らせ

軽自動車・二輪の廃車や 名義変更は3月までに

令和6年度の軽自動車税(種別割)は、令和6年4月1日時点で、使用の本拠地(保管場所)を管轄している市区町村から課税されます。
以前、軽自動車などを所有していた方で、廃車・名義変更の手続きを行なっていない場合も、課税対象となりますので、4月1日までに手続きをお願いします。



廃車・名義変更の手続きが行えない場合や、軽自動車検査協会に行くことが困難な場合は、代理手続きを行なうことが可能です。

北海道陸運協会や市内の整備工場などにお問い合わせください。

問合せ 一般財団法人

北海道陸運協会業務課

〒065-0030

札幌市東区北30条

東1丁目1番54号

☎011-721-3326

各種手続き・問合せ先

軽自動車 (札幌ナンバー)	軽自動車検査協会 札幌主管事務所	〒001-0925 札幌市北区新川5条20丁目1番21号	☎050-3816-1763
軽二輪車 (二輪の小型自動車)	札幌運輸支局	〒065-0028 札幌市東区北28条東1丁目	☎050-5540-2001
原動機付自転車など (赤平市ナンバー)	赤平市役所 税務課 市税係	〒079-1192 赤平市泉町4丁目1番地	☎32-2219

※軽自動車・軽二輪車の手続きの際は、軽自動車税(種別割)の申告書の提出をお願いします。

固定資産(土地・建物)の 手続きは年内に

登記・届け出などの
手続きをお忘れなく



令和6年度の固定資産税は、令和6年1月1日現在の状況(登記・届出)により課税(決定)されます。

◆土地および登記されている建物の場合
土地や建物の取得・取り壊し・所有者変更などは、法務局での手続きとなります。

問合せ 札幌法務局滝川支局 ☎23-23330

◆未登記の建物の場合

未登記の建物の取得・取り壊し・所有者変更などは、市役所税務課市税係での手続きとなります。届出用紙は市役所税務課市税係にありますので、必要事項を記入の上、ご提出ください。

問合せ 市役所税務課市税係 ☎32-2219

※このほか増改築や一部取り壊しは、確認申請や実地調査だけでは把握できない場合があります。正しく税金を納めていただくためにも、速やかに手続きをするよう、ご理解とご協力をお願いします。

※建物が登記されているか、未登記か不明な場合は、税務課市税係までお問い合わせください。

事業者の皆様へ 市・道民税の特別徴収の推進に ご協力をお願いします

市・道民税の特別徴収とは、給与支払者である事業主が従業員に毎月支払う給与から市・道民税を天引きし、納税義務者である従業員に代わって、従業員が住んでいる市町村へ納入する制度です。
左記の場合を除き、原則、全ての従業員の方が対象となります。特別徴収することが義務付けられています。(地方税法第321条の3)

- 総受給者が2名以下
- 給与から税額が引ききれない
- 事業専従者(事業主が個人の場合のみ)
- 通年雇用でないパート・アルバイトなど
- 他の事業所で特別徴収されている
- 給与の支払いが不定期
- 退職者または給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者
- 事業廃止(予定)など

なお、給与支払報告書にて理由の記載がなく普通徴収を希望されている場合においては、市の判断で特別徴収対象者とする場合がありますので、ご了承ください。(地方税法第321条の4)

問合せ 市税係 ☎32-2219